

様式第 1 号

埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型） 公告

大宮警察署ほか建築物及び建築設備定期点検業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱の規定によるものとする。

令和 8 年 8 月 28 日

埼玉県知事 大野 元裕

記

1 入札対象業務	
（１）業務名	大宮警察署ほか建築物及び建築設備定期点検業務
（２）業務箇所	仕様書のとおり
（３）契約期間	契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
（４）設計金額	入札執行後に公表する。
（５）業務概要	仕様書のとおり
（６）その他	本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。 なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 （１）価格競争方式により落札候補者を決定する。 （２）落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 （３）落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続の方法	（１）本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。 （２）代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*1と異なることとなる場合、変更日*2以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、「電子入札における紙入札の具体的方法」により、紙入札の手続きを行うこと。 *1「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項

	○名義人氏名 【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者） 【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者） ○名義人所属の会社本店住所（登記している場合） ○名義人所属の会社名（登記している場合） ○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合） *2「変更日」とは、 ○名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日 ○名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日 「電子入札における紙入札の具体的方法」のホームページアドレス https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html
4 仕様書等	仕様書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 8 月 28 日（金）から 令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 3 時 00 分まで 入札参加を希望する者は、上に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。
6 仕様書等に関する質問	令和 8 年 8 月 28 日（金）から 令和 8 年 9 月 3 日（木）午前 9 時まで 仕様書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。
7 質問に対する回答	令和 8 年 9 月 4 日（金） 質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システム上で掲示する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
8 入札書の提出期間	（１）提出方法 入札書の提出期間に有効な令和 7・8 年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「資格者名簿」という。）の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準 9「紙入札について」の承認を得た者はこの限りでない。 （２）提出期間 令和 8 年 9 月 7 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 10 時まで
9 開札日時	令和 8 年 9 月 9 日（水）午前 10 時 05 分
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
（１）資格者名簿への登録	申請業務〔業務分類（大）〕 建築関連コンサルタント

	資格者名簿に、上に示す業務で登載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けていること。	
(2) 所在地	本店又は主たる営業所	埼玉県内
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
(3) 業務を行うための資格	ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による建築士事務所の登録を受けた者であること。 イ 一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める者（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の6）	
(4) 資格を有する技術者の数	2人以上	
(5) 業務実績	契約の締結日にかかわらず平成28年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）との業務委託契約により、1件の契約金額が100万円以上の建築物又は建築設備点検業務を履行した実績を有すること。 上記の業務実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。	
(6) 配置予定の技術者	ア 一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める者（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の6）を管理技術者として配置できること。 イ 配置予定の技術者は、競争参加資格確認申請書の提出期限日の3か月以前から恒常的な雇用関係にあること。	
(7) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。	
12 最低制限価格	設定する。	
13 入札保証金	財務規則第93条による。 ただし、電子入札システムにより入札する場合（紙入札方式参加申請	

	書を提出し、やむを得ない理由があるとして、発注者から承認を受けた場合も含む。)において、発注者、種類、規模、時期、回数を問わず、資格者名簿に登載された入札参加者の「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有する場合には、契約を締結しないこととなるおそれがないと認め、原則として入札保証金を免除する。 「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外で、11（5）を満たす施工実績が「申請事業所」における契約以外のものの場合は、「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績に係る該当契約書の写し及び完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に添付すること。 「申請事業所」における契約を誠実に履行した実績を有していない場合は、落札候補者となったとき以降に、発注者の指示に従って、入札保証金を納付すること。
14 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。 (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。 ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証 (3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者 ウ 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託契約（この項において、資格者名簿に登載された入札参加者の「申請事業所」が「本店又は主たる営業所」以外の場合は、「申請事業所」における契約に限る。）を、当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上全て誠実に履行した者で、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に該当業務の委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを添付し、契約保証金の納付の免除が認められた者 (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
(1) 前金払	しない。
(2) 部分払	しない。
16 業務説明会	開催しない。（現場確認等を含む。）
17 入札に関する注意事項	

(1) 入札の執行	ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 エ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 オ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 キ 談合その他不正行為があったと認められる入札 ク 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 コ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの サ その他公告に示す事項に反した者がした入札

18 その他	(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。 (4) 入札参加資格不適合通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、埼玉県建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）執行要綱第25条第1項及び第2項の規定に基づき、当該通知の日の翌日から起算して原則として7日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条に規定する県の休日を含まない。）以内に、知事又は発注機関の長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について、苦情申出書により説明を求めることができる。 なお、苦情の申出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、仕様書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (6) 落札者との契約は、別添契約書（案）に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 (7) 電子入札方式による入札参加者は開札に立ち会うことができる。ただし、開札に立ち会う者は発注課所の職員の指示に従うものとする。
19 この公告に関する問い合わせ先	〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局施設課管財係 電話 048-830-0715（直通） メールアドレス p50a05o@pref.saitama.lg.jp